

検討事項5. ③及び⑤

考え方(案)

- 一. 第二種負担金の算定対象外となっている「通信モジュール」については、MNOが現在、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」等を踏まえてMVNOの回線用途を把握していない実態に鑑みれば、MVNOの「通信モジュール」に関する回線数を把握する主体及びその手法等について、公平な競争環境を確保する観点も踏まえて、総務省において検討することが必要ではないか。また、当該検討の際には、MVNO等の意見も踏まえることが重要ではないか
- 二. 他事業者との個別のローミングについては、自社網によって自社の利用者に提供している役務か否かによって、第二種負担金の算定対象範囲に含まれる役務か否かを判断することとし、ローミング契約によって他事業者の利用者が自社網を利用している場合のその役務は第二種負担金の算定範囲の対象外とすることが適当ではないか
- 三. キャリアアグリゲーション技術によって周波数を束ねて役務提供を行う場合にあっては、利用者にとって、どの役務に係る周波数によって提供されているかに関わらず、契約している役務の提供を受益しているものであるため、例えば、携帯電話とBWAなど異なる役務に係る周波数をキャリアアグリゲーション技術によって一の利用者に役務提供している場合であっても、回線数は一カウントとして把握することが適当ではないか
- 四. 初期整備費用については、国庫負担及び自治体負担を前提としつつ、国庫負担ではカバーされなかった負担部分が自治体負担に回ってくるため、その負担が重いとして新規の補助制度の創設要望などの意見も自治体から寄せられたところ。今回、BBユニバ制度に係る交付金制度について検討を進めており、この制度が、ブロードバンドサービスの維持管理費用の一部を補填するための事業者相互扶助の制度であるため、初期整備費用をも対象とするのは適当でないと考えられるのではないか

検討事項5. ③及び⑤ つづき

考え方(案) つづき

- 五. 公設設備の民間移行に際し、現地調査や道路占用許可等の申請手続に時間と労力を要する課題があるとの意見があったところ、直ちに当該民間移行に係る手続に要した費用をBBユニバ制度で支援することはなじまない一方で、これら課題の解決に、公物の定期的な位置確認といった適切な管理が重要となるところ。このワーキンググループでは、4つの自治体から意見等を聴取し、民間移行の際の課題や教訓等について示唆をいただいた。こうした優良事例を、他の民間移行を検討している自治体にとって参照可能となるよう蓄積・整理の上、総務省において、「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」を改正し、その中に盛り込んで公表することも含め、引き続き調査・検討等を進めることが重要ではないか
- 六. BBユニバ制度においては、交付金の原資が最終的に利用者たる国民に転嫁され得ることも踏まえて、国・自治体・支援機関・事業者が連携しつつ、それぞれの立場から必要な国民に対する周知・広報を行うことが肝要。また、この周知・広報を実施する関係者も多くなることから、周知内容の粒度やその手法の統一化や基準などについて、国民にとっての分かりやすさを念頭に、今後の具体的な運用の中で、検討を深めていくことが重要ではないか
- 七. 第4回会合において、山形県酒田市から、離島に関し、無線活用の話があったところ。本離島間や離島間に敷設される通信設備においては、海底ケーブルの他に無線通信設備や通信衛星設備といった選択肢もあり得、それをBBユニバ制度の交付金算定の中で見積もることも将来的にはあり得るのではないか
- 八. 全戸一括で契約する集合住宅向けブロードバンドサービスについては、電気通信事業報告規則の考え方と同様、提供されている回線数を把握している場合は当該回線数を、それを把握していない場合は提供可能な最大戸数の回線数を報告することが適当である旨2月答申でまとめられており、このワーキンググループにおいてもその結論を踏襲することでいかがか

- ㊦ 譲渡の際に事業者において行う移行準備に要する費用や手続は、譲渡の対象資産について調査して整理する必要があり、場合によっては現地確認を要することもあるため、自治体の負担になる。また、道路占用許可では、道路管理者に対して権利継承のための申請を事業者が担う場合は、自治体の費用になる（北海道）
- ㊧ 例えば道路占用許可申請に当たって、簡易な申請という部分に関しては、電柱一本ずつの申請ではなく、特例として、一覧表や図面等で簡易に済ますことができれば、手続上の負担も少なくなるのではないかと（北海道）
- ㊨ 市町村が民設移行したい地域が、実際に一般又は特別支援区域に指定されるのか、あるいは、交付される交付金で、維持管理が実際に賄えるかといった懸念がある。したがって、実情に応じた区域設定が望まれることや、区域の設定に当たっては、案の段階で地域の意見を反映した柔軟な対応を期待（北海道）
- ㊩ 区域指定については制度設計上、申請を受け付けたり、柔軟な対応をしないという方針を採っており、標準判定式の中で客観的に決められると理解。よってなかなか柔軟な対応というのは難しいのではないかと（関口構成員）
- ㊪ 国においてしっかりと広報を行うとともに、自治体においても様々なツールを活用して周知に協力することは可能（北海道）
- ㊫ 民設移行の際に、電柱の使用形態上、一束化している架空線を事業者への所有権移転に伴って解除する必要があり、その費用がかかる。民設移行後も継続して解除に向けた協議を数年かけて行っている（酒田市）
- ㊬ 道路等の各種占用者の変更を行う必要があり、すぐに切替えができるような制度があれば簡便（酒田市）
- ㊭ サービスを継続するためにも、自治体が保有する光ケーブル等の維持に関する支援制度が不可欠（酒田市）
- ㊮ 民設移行がスムーズできたのは、「公営時のサービスと同額の利用料金を適用した」、「HFCからFTTHへの切替えを加入者の負担なく行った」、「FTTH化によるサービスが利用者に好評だった」、「事業者の住民への周知広報が適切だった」ことが要因と分析（揖斐川町）

- ㊦ 光ファイバ整備はそのランニングコストが大きな課題と捉え、未整備地域は当初から民設民営方式を訴求。初期整備費用の負担は発生するが、維持管理経費が不要になる点で結果的に市の負担部分の大幅な削減を見込めた（伊予市）
- ㊧ 民設移行後も、市のイントラネット等の運用のため、借りている。引き続き事業者と良好な関係を継続（酒田市、揖斐川町）
- ㊨ 未利用芯線については、総務省の補助事業で整備している都合上、将来利用見込みのあるもの以外の未利用芯線は認められていないと理解しており、市で保有している未利用芯線はないと理解（酒田市）
- ㊩ 未利用芯線については、多少存在していたが、民設移行の際にそれも含めて譲渡してしまった（揖斐川町）
- ㊪ 光ファイバ網や移動体通信網に関わらず、サービス提供者が保有者となるべき。ただし不要な投資を避けるため、共同利用・共同保有が望ましい（酒田市）
- ㊫ 公設民営では多くが2芯方式となっており、光ファイバ等の民間事業者への譲渡後には、ケーブルテレビ等のサービス提供のために自治体側が譲渡先事業者に対して、光ファイバの使用料を支払っている場合がある。この時の契約変更の手続のスムーズ化や公設の場合の維持管理費を下回る額の使用料の設定が望まれる（北海道）